

湖沼・河川の水質の保全に関する意見

湖沼・河川における動力船に排気に係る化学物質汚染対策

湖沼、河川に対する、水質汚濁に関する水質汚濁防止法より企業等の点源に対する規制、監視は厳しく行われており、水道水源（取水）の水質管理は水道事業者により一定の化学物質については行われている。しかし、非点源からの汚染の監視、その他の化学物質に関する監視は十分ではない。

2001年、環境団体調査により水上バイクより排出された未燃焼ハイオクガソリンによる汚染と考えられる化学物質 MTBE（メチルターシャリーブチルエーテル）が琵琶湖の水から高濃度で検出され、環境こだわり県によって、琵琶湖の水上バイク遊興水域はじめてベンゼンが検出された。また、その後旧運輸省、関係業界により 1999年に、環境基準の 1.8 倍のベンゼンが琵琶湖で検出されていたが、管理者である環境こだわり県にすら報告されていなかったことが判明した。

現行法令に基づく、環境こだわり県の対応は琵琶湖は閉鎖性水域であるにもかかわらず将来にわたる長期的な影響、琵琶湖に近畿 1400 万の水がめであり、日本人の 9 人に 1 人がこの水を飲んでいる点、藻類、貝類、魚類、鳥類等生態系への影響、プレジャーボート数の増加、何の総量規制ない点などが考慮されておらず、海外の調査、規制状況は参考とされておらず危機管理の上、問題がある。このままでは、厚生労働省によるエイズ等の医薬品事件や農水省による B S E 事件と同じ構図で被害がででの対応になりかねない。

この問題については、既に海外において詳細な調査研究が行われており、湖沼等閉鎖性水域および、水道水源では、MTBE、多環芳香族炭化水素（PAHs）を含む有害化学物質を放出し、多大な環境負荷を生じる水上バイクの全面禁止等の厳しい措置がとられている。

特に燃焼後の排気ガスには、強い発がん性や内分泌攪乱作用をもつ多環芳香族炭化水素（PAHs）等の残存性の高い化学物質がふくまれ、将来にわたる低質、魚介類を含む琵琶湖の水環境への影響が懸念される。また、プレジャーボートの抱える潜在的環境問題は、水質以外にも騒音、安全、湖岸・海岸環境破壊、生態系への影響、大気汚染、など多岐にわたり、浅瀬を航行するときの底質の巻き上げによる生態系への影響も懸念される。このように、湖沼・河川的环境に将来にわたり重大な被害を与えることが明白にあるにもかかわらず、問題を先送りしてきた環境こだわり県にあっては、まだ、地域協議会をもうけ住民に責任の一部をおしついたり、禁止することもせずはまだ税金を使って、モニタリングを行うような方針を示している。

水質でいえば、プレジャーボートによる汚染は「移動点源汚染」であり、従来の工場排水を対象とした水質基準等では対応できないが、これらの問題点を明らかにし、水環境保全の新しい理念を提示することが必要である。

2001年4月より P R T R 法が施行され、化学物質の環境への排出量の把握が強化されたが、湖沼においてはその閉鎖性を考慮するとより一層、化学物質の排出源、流入及び発

生量の把握と管理が求められる水俣病の例を見るように、化学物質による水質汚染は密かに進行し、被害がでるまでわからないか、修復不能にいたった後に発見され多大な損害が生じることが予想される。

21 世紀 = 環境の世紀には、予防の原則たつた調査と非点源に対する環境影響評価が必要である。

動力船に関する具体的な対策（案）

エンジン、排気機構別のエンジン規制、排ガス規制

利用目的別の総量規制または、出力規制

参考文献：将来的な検討を含むタホ湖の 2 ストロークエンジン規制根拠となる文献アドレス